

報道機関のみなさま

避難者訴訟の特徴、全国の訴訟の中での位置付け・社会的意義について

2018年3月2日
福島原発被害弁護団

1 福島原発被害弁護団の活動

避難者訴訟第1陣判決を担当しているのは、「福島原発被害弁護団」です。

弁護団の全体の情報は、ホームページ <http://www.kanzen-baisho.com/>をご覧ください。

(1) 弁護団

当弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団。

2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、約120名の弁護団員が実働。

(2) 活動目標

被害者の集団としての力と運動を梃子に、福島原発被害によって受けた被害者の被害の原状回復を目指し、原状そのものの回復が難しい場合は、それに比して遜色のない生活の再建、再出発をすることが可能な賠償を国や東電に求めていくこと。

(3) 担当事案

具体的には、東電に対する集団請求、福島第一原発周辺地域から避難を余儀なくされた避難者が原告の「避難者訴訟」、いわき市民約1600名を原告とした「いわき市民訴訟」、南相馬市から避難を余儀なくされた避難者（その後南相馬市に帰還した者を含む）を原告とする「南相馬訴訟」、その他いくつかの個別事例についての訴訟及びADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる紛争仲裁）申立を遂行中。

2 避難者訴訟の特徴

(1) 原告が、強制避難によってふるさとを無理やり追われた人たちである

全国の原発被害賠償請求訴訟の原告は、政府による強制避難区域の外であるのか、内であるのか、事故前の住所地から避難をしたのか、事故前の住所地にとどまっているのか、属性が様々。

「避難者訴訟」の原告は、強制避難区域内の原告が、避難をしている場合に該当する。

→発生する被害がもっとも過酷に表れている点に特徴がある。

(2) 原告の被害として共通するのは、「ふるさと」の喪失である

元の自宅のあった生活共同体としての「ふるさと」から無理やり切り離され、著しい喪失感を訴える点で原告の被害は共通。

(3) 被告は東電のみである

全国の原発被害賠償請求訴訟の被告は、東電のみか、東電と国、というケースに分かれるが、本件は被告は東電のみ。国の責任に関する問題の議論を外して、早期に、東電の責任を明確にする訴訟活動とした。

(4) 判断する裁判所は、福島第一原発に距離的に最も近い地方裁判所である

いわば「地元」の裁判所として、新聞報道や現地の空気感といったものをもっとも体感する裁判官によって構成される。

検証も3回ともっとも多い数行った裁判官たちによる判断である。

3 訴訟活動の特徴

(1) 大切にしているのは、「被害」を明らかにすること

当弁護団は、まず何より、被害の実態を率直に受け止め、その被害救済に尽力しなければならないと考えている。

そこで被害を、具体的かつ詳細に明らかにする活動に全力を注いだ。

→77世帯の世帯から原則として最低でも1名、その世帯の被害を明らかにするための原告本人尋問を実施。

また、ふるさとが喪失された現場を裁判官が五感で感得するための検証という証拠調べ手続きにこだわり、2016年には、7月22日（楓葉町、広野町、避難先の仮設住宅）、9月30日（双葉町、南相馬市小高区、浪江町）、11月10日（川俣町山木屋地区）と3回の検証を行った。

(2) 法概念としての「ふるさと喪失被害」の主張立証に努めたこと

上記2(2)の被害も、「法益の侵害」といえなければ原告に賠償請求権が発生することにはならない。そこで、「ふるさと喪失被害」という被害が発生するという法概念を設定し、その主張立証に努めた。

「ふるさと喪失」=地域での人的交流、地域の文化的な交流、風景や自然の恩恵、生活を支える経済的基盤の交流、自宅での生活状況などにといった、地域全体での生活利益を有しており、その生活利益が根こそぎ奪われている、その生活利益こそ「ふるさと」と呼ぶべき法益であり、その法益を失ったことの深い喪失感は慰藉去れる必要あると主張。

→その観点から、2017年3月22日、除本理史（よけもとまさふみ）・大阪市立大学教授の証人尋問を実施し、「ふるさと」の概念及びその侵害について、証人として証言してもらった。

（3）責任論についても力を注いだ

本件では民法が適用されるべきであり、その意味では責任論が必要であるし、被害の質を明らかにするためにも責任論の立証は不可欠である。

本件では、原告団長の早川篤雄氏が、福島第一原発稼働開始の時期から、原発の安全性を問題にした要請をたびたび東電に対し行ってきたので、その具体的な内容を、早川団長の尋問（2017年6月30日）の際に明らかにした。

4 全国の訴訟の中での位置付け・社会的意義

（1）全国の裁判

原発事故の被害者たちは、東京電力と国に対してその責任を追及し賠償を求める訴訟を全国各地で提起し、その数は約30、原告の人数で1万2千人余と言われている。

これらの訴訟のうち、2017年中は、全国で3つの判決が言い渡され、2018年2月にも判決が言い渡された。

前橋地裁（2017年3月17日）、千葉地裁（9月22日）、福島地裁（いわゆる「生業訴訟」。10月10日）、東京地裁（2018年2月7日）。

2018年3月には、続けて3つの判決が言い渡される。京都地裁（2018年3月15日）、東京地裁（3月16日）、そして、私たち福島地裁いわき支部（3月22日）である。

（2）原発被害賠償請求訴訟の論点

原発被害について賠償を求める裁判の争点は、大きく言って2つ—「損害論」と「責任論」。

① 「損害論」とは、原発事故によって、誰に、いかなる損害が発生したか、を明らかにする作業。

原告たちの苦しみや経済的打撃は、法的に言うと、いかなる被害なのか。

多くの裁判では、慰謝料の根拠として、「平穏生活権」の侵害といった主張をしている。

② 一方、「責任論」は、被告である国や東電に、発生した損害について責任ある立場にあるかを明らかにする作業。

責任論では、主に、本件の原発事故の発生を、東電や国が予想できたか（これは結局、全電源喪失をもたらす津波を予想できたかということになります。）、仮に予想できたとして事故を回避するための現実的手段を用いることができたか、が問題となる。

（3）前橋地裁・千葉・福島地裁判決の成果と問題点

① 先行判決では、「責任論」についてはほぼ、国と東電の責任が認められる流れが形成されてきた。

前橋地裁は、事故による津波の発生の予見ができたこと、事故回避措置を取れるのに取らなかつたという東電の責任、国が権限行使をしてそうした対策を指示できたのにしなか

った責任を明確に認めました。千葉地裁判決は、結果回避可能性を否定して国の責任を認めなかつたものの、福島地裁は、前橋地裁と同様に東電と国の責任を明快に認めた。

2018年3月の3つの判決が、この流れを踏襲して、東電と国の責任を明確に認めさせることができれば、責任論における被災者側の勝利はほぼ見えてきたと言える（避難者訴訟では、国を被告にしていない以上、国の責任の断罪に直接的にはつながらないが、後述の損害論で中間指針の見直しが求められることになれば、国の責任を間接的に問うことにはなろう。）。

② 他方、「損害論」では、先行判決は、大きな問題点を残している。

ア、いずれの判決も、国の定めた「中間指針」という賠償の基準よりは賠償の範囲を広げた判断をしているが、「中間指針」の抜本的見直しが必要となる内容ではない。

イ、「ふるさと」の喪失の法益侵害をはつきり認めた判決がない。

ウ、このままでは、国が定めた避難区域と、それに基づいて「中間指針」によって行っている賠償は正当なものであり、それ以上の被害は原則として存在しないことになる。

したがって、2018年3月の3判決の注目点のいまひとつは、こうした「中間指針」そのものの問題性を浮き彫りにするような被害の認定がなされるか、である。

エ、「ふるさと喪失」の慰謝料は、中間指針にその概念がないだけに、この被害を認めることは、中間指針そのものに抜本的な見直しを求める事になるものであり、避難者訴訟におけるこの判断がなされることは極めて意義が高い。

以 上